

情報通信審議会 電気通信事業政策部会
接続政策委員会
関係事業者ヒアリング資料
(第一種指定電気通信設備制度の見直し)

2020年11月17日

KDDI株式会社

Tomorrow, Together おもしろいほうの未来へ。



1. 第一種指定電気通信設備制度を適用する事業者の範囲

(1) 指定事業者を決定するための加入者回線の占有率を算定する範囲について

- 加入者回線の占有率を算定する範囲（単位指定区域）について、引き続き都道府県の範囲とすることが適切か。
 - 都道府県が適切でないと判断する場合、地域ブロックや東日本・西日本、全国など今後どのような範囲で加入者回線の占有率を算定するべきか。
-
- 現在の通信サービスの主流となっているインターネットについては県内に閉じる通信は少ないこと、また、電話の利用についても都道府県に終始するトラフィックの割合が減少しており、IP網への移行に伴ってネットワーク構成や接続の実態が都道府県単位ではなくなってきていることも踏まえると、加入者回線の占有率を算定する範囲（単位指定区域）について、現状の都道府県の範囲とすることを見直すことが適切と考えます。
 - 単位指定区域を見直す場合は、現行の第一種指定電気制度が適用される事業者の業務範囲にも鑑み、東日本・西日本の範囲で加入者回線の占有率を算定するべきです。

1. 第一種指定電気通信設備制度を適用する事業者の範囲

(2) 加入者回線の占有率の考え方について

- 加入者回線の占有率の基準の見直しの必要性について、どのように考えるべきか

- 現行の第一種指定電気通信設備制度の指定の考え方にある、「加入者回線において過半を占めていれば、常に他の事業者よりも多くの加入者回線を有しており、交渉上優位な立場に立つ」ことに変化はなく、また独禁法における「独占的状态」の基準においても50%超という基準が現在も用いられていることにも鑑みれば、加入者回線の占有率の基準を見直す必要はないと考えます。

2. 第一種指定電気通信設備制度の適用対象となる設備の範囲

(1) 基本的な考え方について

- ネットワーク構成及び接続の実態が都道府県であることを前提とした考え方を今後も継続することが適当か。

- 前述のとおり、IP網への移行に伴って、ネットワーク構成や接続の実態が都道府県単位ではなくなっていること等を踏まえると、対象となる設備の範囲についても、都道府県を前提とした考え方を継続する必要はないと考えます。

2. 第一種指定電気通信設備制度の適用対象となる設備の範囲

(2) 県間通信用設備について

- 現在の状況等を踏まえ、他社設備を利用しているものと自己設置のものが存在する県間通信用設備を指定設備制度の対象とすることについて、どのように考えるか。
- 県間通信用設備について事業者間での競争が機能していたとしても、IP網への移行により、例えば音声通信は接続点が東京と大阪の2カ所に変化していくことから、NTT東・西以外の県間通信用設備を選択して利用することはできず、第一種指定電気通信設備に接続するためにはNTT東・西の県間通信用設備を不可避免的に利用することになります。そのため、県間通信用設備の事業者間競争の状況に関わらず、NTT東・西の県間通信用設備については指定設備制度の対象とするなど、何らかの規律を課すべきです。
- その際、他社設備を利用しているものについても、通信設備利用料等の形で接続料原価に算入することで、規律の対象とすることが可能と考えます。

Tomorrow, Together

KDDI

おもしろいほうの未来へ。

au